

〈研究ノート〉

市民社会の法哲学

— ヘーゲルに関する再考 —

松 岡 誠

目 次

1. はじめに
2. 市民社会の契機
3. 法律としての法
4. おわりに

1. はじめに

ジョン・ロールズ¹⁾は、リベラルな社会における「良識ある階層社会」について、ヘーゲルの哲学を援用した。そして自由を旨とする政治的ナリベラリズムは「カント、ヘーゲル、J.S.ミルに連なる」という。これに対して正義論は「ロック、ルソー、カントにより代表される社会契約の観念」によって基礎づけられるので、正義論と政治的ナリベラリズムとは根本的に相違するとロールズは指摘する。このようにヘーゲルの思想は、ロールズ哲学の新たな展開である「政治的ナリベラリズム」で活躍の場が与えられた。それゆえヘーゲル哲学は、今後ともさまざまな用い方が種々の思想界で可能と言えよう。

さて1970年代になってマルクス主義の思想は次第に衰退化し、やがて1989年のベルリンの壁崩壊後は、近代思想への再検討の気運がますます高まった²⁾。そのような折、1973年から1983年にかけてヘーゲルの講義録³⁾がドイツで刊行された。おそらくその影響もあって、1980年代半ばからの日本の思想界では、ヘーゲルへの新たな取り組みが目立つようになった。そしてヘーゲルに関する事典⁴⁾も刊行され、またヘーゲル『法の哲学』の新訳が加わったり、あるいは旧訳への追加・改訳版も出された⁵⁾。

そして今日、ヘーゲルの哲学は、公共哲学を基礎づける思想としても探究されるようになった。とりわけヘーゲル研究に寄与した福吉勝男⁶⁾は、「公共哲学者ヘーゲル」を強調する。すなわち、ヘーゲルの市民社会論には、自由な市場社会と、またそれに伴う貧困問題への福祉と、さらに互いに助け合う「職業団体(Korporation)」の役割とが重視されているという。このようなヘーゲル解釈は、ヘーゲルに対する従来の国家哲学的なイメージを払拭し、社会福祉を基礎づける公共哲学者として、ヘーゲルを再評価するのである。

もともと公共哲学については、法哲学界でも一部で関心が寄せられている⁷⁾。とはいえ桂木隆夫によれば、公共哲学と法哲学とは、「重なり合う部分」と共に、問題への「関心の仕方あるいはウェイトの置き方」が異なるという。

ときに思想界ではヘーゲルについての膨大な研究文献が続出しているが、法哲学界におけるヘーゲルへの取り組みは、法思想史上で散見される以外はあまり見られないので、今後は法哲学界からのアプローチも期待されるであろう。現今の法哲学界では、主として英米の政治哲学や倫理思想が追いかけられ、リベラリズム、リバタリアニズム、コミュニタリアニズムの動向が注目されている。それゆえドイツ観念論哲学の考察は、中でもヘーゲル流の一元論への再考は、英米哲学に偏りがちな法理論を補強・修正する上でも必要と思われる。こうしてオーソドックスな法哲学が、再びあるいは装いを新たにして、それによって学際的な有用性が試されることは必要なことであろう。

2. 市民社会の契機

ヘーゲルの『法哲学綱要』¹⁰⁾や『講義録』の邦訳で、あるいはヘーゲルの解説書で、最近では、原語の法(Recht)を「法・権利」とか、「法権利」というような訳し方が見られる。この点、福吉勝男著では、ヘーゲル哲学における主要用語の各種邦訳が比較検討されて、「法・権利」の訳語が提唱されている¹¹⁾。このようにヘーゲルの用語は、邦訳ではなかなか定まらない程に難解であるが、市民社会論の基礎づけについても種々の受けとめ方がなされてきた。

さてヘーゲルにとって市民社会とは、人間の欲求が実現化される場のことであって、市民社会では「各人は、他の人々と関連することなくしては、おのれ

の諸目的の全範囲を達成することはできない¹²⁾」とヘーゲルはいう。これに関してヘーゲルの第6回講義録¹³⁾によれば、市民社会における市民とは、ブルジョア (bourgeois) としての市民を意味しており、またブルジョアとは「共同体のなかで自分の欲求を満たす活動に従事する人びと」のことであるので、市の公務を担う公民 (citoyen) のことではないと説かれている。

そこでヘーゲルは、市民社会成立について3つの契機¹⁴⁾を述べる。敷衍して言えば、第1に、各人の欲求は自己の労働と人々の労働・欲求とによる媒介で満たすこと。すなわち、それは「欲求の体系 (das System der Bedürfnisse)」である。第2に、その欲求の体系内にある普遍的な自由を確保すること。すなわち、所有は司法で護ることである。第3に、欲求の体系内にある貧困などの偶然性に気を配らねばならないということ。そのためにも利益の一部は共同体に帰すことである。すなわち、それらは福祉行政と職業団体とが担うのである。ということが市民社会の契機として指摘された。

この点に関して福吉勝男¹⁵⁾によれば、市民社会における第1の契機は「経済社会の特徴」を表し、第2の契機は「法律社会の特性」を表し、第3の契機は「市民社会の課題」を表しているという。また山辺知紀¹⁶⁾によれば、ヘーゲルは「市民社会の組み直し、あるいは再構成を試みていたのかもしれない」と説く。なぜなら欲求の体系において、「社会化されるのは欲望充足の過程ばかりではない。欲望そのものも社会化されていく」からであると。

続けて山辺知紀によれば、市場経済のように普遍性を有する市民社会では、人々の欲求は「直接的で自然的な欲求よりも、次第に社会化された精神的なものへと変化」するので、その際に人々は直截的な欲望とは区別された「精神の自由を知る」ことになるが、けれどもそのような市民社会における自由意志の実現化過程において、「奢侈と貧困の拡大」という問題もヘーゲルは見据えていたとコメントされている。

さらに小林靖昌¹⁷⁾によれば、ヘーゲルは近代市民社会の改革を企図し、「その突破口を市民の教養・陶冶に求めた」という。そしてそのためには市民が労働を通して自己を磨き、市民社会に参加することであって、そのような市民社会は「単に形式的・法的にのみならず、実質的・経済的さらには文化的・精神的にも人倫的な社会状態ないし市民状態として変革される」という意味でヘーゲルが

考えていたと小林靖昌は解する。そしてこのことについて小林靖昌は、古い身分制国家観から個人の自由と権利とを最大限に尊重する近代的な市民社会観への「思想的展開」を、ヘーゲルは企図していたとコメントしている。

この点、マンフレッド・リーデル¹⁸⁾によれば、ヘーゲルが示す市民社会という用語の意味と、それ以前の用語の意味との比較の結果、古代からの伝統的な国家観においては、市民社会が政治概念とされたので国家に市民社会を含ませたが、ヘーゲルの社会観においては、国家領域から市民的な社会領域を分離させたという。それゆえリーデルによれば、ヘーゲルは「古い政治世界との断絶を表現し、市民社会に関する新しい概念をつくりあげた」と解されている。

また加藤尚武¹⁹⁾によれば、ヘーゲルが提唱する市民社会は、「権利を発生させる」ということ、それは「教養過程」であること、そして「市民社会の再有機化」が必要であるということの意味するとコメントされている。中でも権利については、「他人のパンは、私が絶対に盗んではならないという尊厳をもっている」という例えで加藤尚武は解説したが、それはまた「他人の人格の尊厳」をも示していることであって、そこで所有権の尊重は「人格の尊厳」の現実化であることをヘーゲルは指摘したと加藤尚武は説く。それゆえ権利があるということは「権利の相互承認という関係の表現」であって、また「相互承認を不可避のものとしているのは分業」であると加藤尚武は解説するのである。

以上のように、ヘーゲルは、自由に意欲する人々が社会生活を平穩に過ごす場として、市民社会の特色を分析したが、それは人間が生き続けるための現実を考察する市民社会論であった。その際、特殊的な個人レベルの欲求と他の人々の欲求とは、普遍的な社会レベルで関係し、さらに自由を規定する法・権利については、市民社会における人間どうしの関係の中でこそ必然的に求められるのであるが、けれども法・権利は国家によって保障されねばならないことでもあった。

そして市民社会とは現実的には市場経済の制度のことであり、そこで生活するのはブルジョア (bourgeois) とヘーゲルが呼んだ市民達なのである。そこで私人でもあるブルジョアは、自らの労働と市民間の欲求調整とで、己れの欲求を満たすのであるが、しかし市民社会において貧富の差が生じることは不可避でもあった。それゆえその対策としてヘーゲルは、福祉行政と職業団体とにつ

いて提唱した。その際、福祉行政は国家の公的な行政部門が担い、また職業団体は国家と市民社会との中間的な存在として考えられたのである。したがって市民社会の安定化にはこの問題でも国家の機能が必要になるのであった。

3. 法律としての法

ヘーゲルは、刊行された法哲学の講義用テキスト（1820年、奥付は1821年）においても、市民社会論に重要な位置づけを与えている。なぜならテキスト第1部の抽象的な法・権利（das abstrakte Recht）は、第3部の倫理（die Sittlichkeit）のうち、第2の契機である司法（die Rechtspflege）の介在で具体化するという論法を採っているからである。そしてヘーゲルは、市民社会における第2の契機を、法律としての法（das Recht als Gesetz）、法律の現存（das Dasein des Gesetzes）、裁判（das Gericht）という3つの観点から論じている。²⁰⁾

そこで第2の契機に関するヘーゲルの第1回講義録では、「国家の法律は普遍です。司法は立法とは関係がありません」と述べられ、立法と裁判とは「一人格のなかで結合し得ない」と解されている。²¹⁾ またヘーゲルの第3回講義録では、「法は実定的なものになるべきであり、即自的に法であるものは一般に現実的であるべきです」²²⁾と述べられている。さらにヘーゲルの第6回講義録では、「現実の存在と法（正義）とはすぐに一致するものではなく、現実の世界そのものが法（正義）の実現を求めるとき、はじめて現実の存在と法（正義）とが結びつきます」と述べられ、それゆえ「法が法律とならねばならない。ここではこの点が肝心です」²³⁾と説かれている。

さらにヘーゲルによれば、抽象的な法・権利は、まず人間相互の関係的な秩序から到来するが、それに現存在を与えるのが教養であり、また抽象的な法・権利は、その教養により知られることによって、「効力と客観的現実性」を有するのであって、それゆえそのような場合の法・権利こそ「実定法」にほかならないとヘーゲルはいう。²⁴⁾

この点に関して小林靖昌によれば、ヘーゲルは、法（Recht）と法律（Gesetz）とを区別するけれども、両者は本質的に関係し、またこの関係を経て両者は同

一となり、さらに法律は法概念ないし事柄の本性から導かれると考えていたという。その際、ヘーゲルにとって法とは「自然法 (Naturrecht)」を示すのであるが、それは「理性法ないし概念法、さらには哲学的法」という意味での自然法のことであり、これに対して法律とは「実定法 (positives Recht)」のことであると小林靖昌はコメントしている。²⁵⁾

あるいは福吉勝男は、ヘーゲルの「法と法律」論に対して2点の問題を提起する。すなわち、法が法律になるとき、真実の規定が得られないような法律、つまり「悪い法律」が混入するという問題である。次に立法は市民社会の権能ではないのに、ヘーゲルが市民社会論で立法を論じる理由についての問題である。そこで福吉勝男はヘーゲルからの回答を自ら考える。すなわち悪法の場合、立法段階で法の内容が普遍性として認識されないうきに混入するので、「こうした形での立法は立法ではなく、そこで定立された²⁶⁾とされる法律は法律ではない」とヘーゲルは答えるであろうというのである。

この点についてヘーゲルの講義録でも、「法律として認められるものと法 (正義) とは一致しないのです」と説かれ、「理性のとらえる法 (正義)」と「特定の立法において法 (正義)」とされるものとの明確な区別が指摘されている。²⁷⁾

以上のように、ヘーゲルは、法と法律とを区別するが、しかし法の内容が法律化されることによって、法律も正しい内容をもって実効性を得ることになるというのである。その際、法とは自然法のことであり、また法律とは実定法のことであるので、まさに「自然法と実定法」の関係を扱っている。この点に関してヘーゲルは、法哲学綱要の緒論において以下のように述べている。すなわち、「自然法ないし哲学的法が実定法とはちがっているということを、両者はたがいに対立し抗争し合っているというふうに変じてしまうのは、大きな誤解であろう²⁸⁾」と。

但しヘーゲルは、自然法について3回も説を変えている。まずイエナ初期の自然法論文 (1802年) での近代自然法論の批判、次にイエナ中・後期 (1805/06年) における近代自然法論の擁護、そして法哲学講義 (1818年) での近代自然法論の批判という変遷である。²⁹⁾

なおヘーゲルが示す自然法とは、伝統的な自然法の意味ではなく、哲学的法 (つまり法哲学) としての理性法ないし概念法の意味なのである。それゆえ「自

然法と実定法」は、「理性法と実定法」あるいは「法哲学と実定法」の関係のことにほかならないであろう。さらにヘーゲルは、実定法化されることを重視しており、不文法は成文法へ、それも不文法から制定法への転換が望ましいという。そして理性法としての自然法のみならず、慣習法もまた制定法化されることで、実際的な効力を得るとヘーゲルは考えているのである。

そこでこのような「自然法と実定法」の考え方は、自然法の実定法への内在化を検討する現代的な自然法論にも通じると思われる。その際、実定法化された自然法は、決して自然法の内容的な論拠を失うのではない。なぜなら実定法化された自然法も自然法の内容を保っており、また実定法に対して、実定法の枠を超えての内容的な批判や基礎づけも可能であり、また必要であるからである。

4. おわりに

おそらく今後の法哲学界では、リバタリアニズムの影響を受けた行き過ぎた個人主義や自由主義への反省として、公共哲学への探究が増すと思われる。それに関して、大森秀臣³⁰⁾が「法の公共的正統性」を回復するために著した新しい共和主義論の試みについては法哲学界にも一つの刺激になるであろう。この著ではヘーゲルについて全く触れられてはいないが、しかし公私の結合を模索する共和主義とそれへの解明方法とに、ヘーゲル的な将来像が少し感じられた。

またヘーゲル哲学の再考に関して、法哲学界にも刺激になると思われるのはポストモダンとの関連である。この点については、竹田青嗣³¹⁾が近代における人間的な自由の本質をヘーゲル哲学に問いながら展開した。そして竹田青嗣は、ヘーゲルの「自由の本質論」とは、近代社会には「自由の相互承認」という根本原理があること、さらに「それ以外の原理においては進展しえない」ということであると解している。

さらに法思想史上におけるヘーゲルの思想についての探究も必要である。これへの刺激と思われるのは、例えば山内廣隆³²⁾が著したヘーゲルとフィヒテやシェリングとの関連である。この著では、イエナ期のヘーゲルがフィヒテを批判的に撰取していく道程が描かれている。その際、「哲学の最も原理的な部分でヘー

ゲルはフィヒテを批判的にではあれ摂取していった」という仮設が立てられ、それへの検証が試みられている。

あるいは入江幸男³³⁾では、カント、フィヒテ、ヘーゲルについて論じられ、ヘーゲルについては「自由論と承認論」が採り上げられているが、この著も法思想史に援用できるであろう。

加えてヘーゲルとマルクスとの関連から、ヘーゲル哲学を新たに検討することも重要であろう。この点に関しては、篠原敏雄³⁴⁾が市民法学の考察を続けている。それはすなわち、「法・国家・市民社会を総体的に捉える」ということであり、そのためにはヘーゲルやマルクスなどの「総体的把握を試みた思想家に立ち戻る必要がある」という。それゆえ篠原敏雄は、ヘーゲルの法哲学やマルクスの歴史理論を探究し援用しつつ、そして市民法の基礎構造や市民法学の可能性について探究するのである。

ときにコミュニタリアンと言われるチャールズ・テイラー³⁵⁾の場合は、2つの異なる主張について例証することを試みた。すなわち、「ヘーゲルの存在論はほとんど信じがたい」ということ。にもかかわらず、「彼の哲学はわれわれの時代に非常に適切である」ということである。それはまた近代文明の如何なる発達か「ヘーゲルの綜合を信用しがたくする方向に進んだのか」という問題であり、また「彼の発したもろもろの問いとそれらの問いを発した仕方とが、どうして適切でありつづけるのか」という問題でもあると。

そしてテイラーは、前者の問題に対しては、急速な産業社会の発展と啓蒙主義的な人間観の保持とが、ヘーゲルのロマン主義と相容れなかったことに起因すると述べ、また後者の問題に対しては、ヘーゲルが「人間への関心の集中」と「状況内にある自由」とを持ち続けたからであるという。それゆえ人間を原点とする「ヘーゲルの哲学は自由の近代的観念の発展における重要な一步である」とテイラーは述べるのである。

以上のように、ヘーゲル哲学の解明と援用とについては、いくつもの方法と課題とがある。そこで今日の法哲学界では、より実際的で解決が急がれる問題が出されているが、例えば、生命倫理と生命科学とのせめぎ合いに対して、それも具体的な特定問題で、ヘーゲル哲学が時代の要請に答えられるや否やということに、法哲学プロパーは関心を向けるであろう。

つまりそのことは欲求のシステムを観念論的に把握することではなくて、むしろ人々の利害関係に関する調整内容の具体的基準を、ヘーゲル哲学が提供できるや否やということでもある。そしてこのような現代的問題に対しては、功利主義や社会契約説から、あるいはリベラリズムやリバタリアニズム、またコミュニタリアニズムから、種々の現実的な答えが示されてきた。例えば、危害原理と自由至上主義、自己決定権と意思尊重、格差原理と積極的是正措置などである。それゆえヘーゲル哲学でも、このような現代的問題を取り組むことで、その有用性が試されるであろう。

なお本稿は、ヘーゲル法哲学の一端を私なりに整理するためにノートされたものにすぎないが、ヘーゲルへの再考を、難解ゆえに呻吟しながら暫く続けるつもりである。

注

- 1) ジョン・ロールズ著『万民の法』中山竜一訳、岩波書店2006年、105頁以下、187頁、256頁以下、264頁、285頁以下。
- 2) 福吉勝男著『ヘーゲルに還る — 市民社会から国家へ —』中公新書1999年、11頁以下、17頁、23頁以下、参照。
- 3) 邦訳された講義録で手許にあるのは以下の通りである。
 第1回講義録は、G.W.F.ヘーゲル (P.ヴァンネンマン手稿)『自然法および国家学に関する講義』尼寺義弘訳、晃洋書房2002年。
 第2回講義録は、G.W.F.ヘーゲル (C.G.ホーマイヤー手稿)『自然法および国家法 — 「法の哲学」第二回講義録1818/1819年、冬学期、ベルリン —』尼寺義弘訳、晃洋書房2003年。
 第3回講義録は、ディーター・ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』中村浩爾他訳、法律文化社2002年。
 第5回講義録は、G.W.F.ヘーゲル (H.G.ホトー手稿)『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学I — 「法の哲学」第五回講義録1822/23年、冬学期ベルリン —』尼寺義弘訳、晃洋書房2005年。およびG.W.F.ヘーゲル (K.W.L.ハイゼ手稿、E.シルバツハによる編集と序文)『法・権利・正義の哲学 — 「法の哲学」第五回講義録1822/23年、冬学期ベルリン —』尼寺義弘訳、晃洋書房2006年。
 第6回講義録は、『ヘーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、作品社2000年。
- 4) 岩佐茂・島崎隆・高田純編『ヘーゲル用語事典』未来社1991年。加藤尚武他編『ヘーゲル事典』弘文堂1992年。
- 5) 新訳として、ヘーゲル著『法の哲学 — 自然法と国家学の要綱 —』上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳、岩波書店(上巻)2000年(下巻)2001年。G.W.F.ヘーゲル著『法権利の哲学 — あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ —』三浦和男他訳、未知谷1991

年。また『ヘーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、前掲、609頁以下。

さらに旧訳の追加や改訳として、ヘーゲル著『法の哲学 — 自然法と国家学 —』高峯一愚訳、論創社1983年。およびヘーゲル著『法の哲学Ⅰ・Ⅱ』藤野渉・赤沢正敏訳、中央公論新社（中公クラシックス）2001年。

- 6) 福吉勝男著『使えるヘーゲル — 社会のかたち、福祉の思想 —』平凡社新書2006年、51頁以下、66頁。
- 7) 桂木隆夫著『公共哲学とはなんだろう — 民主主義と市場の新しい見方 —』勁草書房2005年。井上達夫著『他者への自由 — 公共性の哲学としてのリベラリズム —』創文社1999年。宇佐美誠著『公共的決定としての法 — 法実践の解釈の試み —』木鐸社1993年。あるいは法哲学者達の論考も収められている公共哲学叢書として、塩野谷祐一他編『福祉の公共哲学』東京大学出版会2004年、参照。
- 8) 桂木隆夫著『公共哲学とはなんだろう』前掲、19頁以下。
- 9) ヘーゲルの法哲学や講義録に関する研究資料については、加藤尚武・滝口清榮編『ヘーゲルの国家論』理想社2006年、269頁以下、参照。また各講義録の内容的な比較については、福吉勝男著『自由と権利の哲学 — ヘーゲル「法・権利の哲学講義」の展開 —』世界思想社2002年、7頁以下、参照。
- 10) Vgl., G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Hrsg., Johannes Hoffmeister, vierte Aufl., 1955.
- 11) 福吉勝男著『自由と権利の哲学 — ヘーゲル「法・権利の哲学講義」の展開 —』前掲、242頁以下。および福吉勝男著『ヘーゲルに還る』前掲、186頁。
- 12) ヘーゲル著『法の哲学Ⅱ』藤野渉・赤沢正敏訳、前掲、89頁。
- 13) 『ヘーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、前掲、365頁。
- 14) ヘーゲル著『法の哲学Ⅱ』藤野渉・赤沢正敏訳、前掲、103頁、181頁以下、参照。
- 15) 福吉勝男著『市民社会の人間と倫理 — ヘーゲル「法・権利の哲学」を読む —』晃洋書房1998年、40頁。
- 16) 山辺知紀著『ヘーゲル「法の哲学」に学ぶ — 自由と所有、そして国家 —』昭和堂2005年、106頁以下。
- 17) 小林靖昌著『ヘーゲルの人倫思想 — 市民社会再生への道 —』以文社1992年、17頁、299頁。
- 18) マンフレッド・リーデル著『ヘーゲル法哲学 — その成立と構造 —』清水正徳・山本道雄訳、福村出版1976年、154頁、156頁以下。また小林靖昌著『ヘーゲルの人倫思想 — 市民社会再生への道 —』前掲、301頁以下、参照。
- 19) 加藤尚武著『ヘーゲルの法哲学』青土社1993年、234頁以下、237頁以下。
- 20) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts., a. a. O. S., 180ff.
- 21) G.W.F. ヘーゲル (P.ヴァンネンマン手稿)『自然法および国家学に関する講義』前掲、167頁。
- 22) ディーター・ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』前掲、117頁。
- 23) 『ヘーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、前掲、414頁、416頁。
- 24) ヘーゲル著『法の哲学Ⅱ』藤野渉・赤沢正敏訳、前掲、135頁、138頁。
- 25) 小林靖昌著『ヘーゲルの人倫思想 — 市民社会再生への道 —』前掲、372頁以下。

- 26) 福吉勝男著『市民社会の人間と倫理 — ヘーゲル「法・権利の哲学」を読む —』前掲、75頁以下。
- 27) 『ヘーゲル法哲学講義』長谷川宏訳、前掲、420頁。
- 28) ヘーゲル著『法の哲学I』藤野渉・赤沢正敏訳、前掲、52頁。また小林靖昌著『ヘーゲルの人倫思想 — 市民社会再生への道 —』前掲、374頁以下、参照。
- 29) ヘーゲルのイェナ期での自然法批判論として、G.W.F. ヘーゲル著『近代自然法批判』松富弘志・国分幸・高橋洋児訳、世界書院1995年。またこの著の訳者解説論文で、ヘーゲルが自然法観を3回も変更していることについて、国分幸解説「ヘーゲルと自然法思想」同書181頁以下、参照。
- 30) 大森秀臣著『共和主義の法理論 — 公私分離から審議的デモクラシーへ —』勁草書房2006年、序章、参照。
- 31) 竹田青嗣著『人間的自由の条件 — ヘーゲルとポストモダン思想 —』講談社2004年、467頁。
- 32) 山内廣隆著『ヘーゲル哲学体系への胎動 — フィヒテからヘーゲルへ —』ナカニシヤ出版2003年、13頁。
- 33) 入江幸男著『ドイツ観念論の実践哲学研究』弘文堂2001年、225頁以下。またその他、高橋一行著『ホッブズからヘーゲルへ — 全体論の可能性 —』信山社2001年、参照。
- 34) 篠原敏雄著『市民法学の可能性 — 自由の実現とヘーゲル、マルクス —』勁草書房2003年、4頁以下、106頁以下、192頁以下、参照。
- 35) チャールズ・テイラー著『ヘーゲルと近代社会』渡辺義雄訳、岩波書店2000年、257頁以下、265頁以下、292頁以下、314頁、参照。